

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割(平成27年8月から))の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 通所介護の利用料

#### 【基本部分:通所介護費】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) ※(注2)参照
3時間以上 5時間未満	要介護1	4,260円	426円
	要介護2	4,880円	488円
	要介護3	5,520円	552円
	要介護4	6,140円	614円
	要介護5	6,780円	678円
5時間以上 7時間未満	要介護1	6,410円	641円
	要介護2	7,570円	757円
	要介護3	8,740円	874円
	要介護4	9,900円	990円
	要介護5	11,070円	1,107円
7時間以上 9時間未満	要介護1	7,350円	735円
	要介護2	8,680円	868円
	要介護3	10,060円	1,006円
	要介護4	11,440円	1,144円
	要介護5	12,810円	1,281円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)
延長加算	所要時間が9時間以上10時間未満の場合	500円	50円
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	500円	50円
中重度者ケア 体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し指 定通所介護を行った場合(1日につき)	450円	45円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	60円	6円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の4.0%	左記額の1割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**【減算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	940円	94円
送迎を行わない場合 の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業 所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	47円

(2)介護予防通所介護の利用料

【基本部分:介護予防通所介護費】

利用者の 要介護度	介護予防通所介護費(1月につき)		契約が1ヶ月に満たない場合	
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照
要支援1	16,470円	1,647円	1日当たり 540円	1日当たり 54円
要支援2	33,770円	3,377円	1日当たり 1,110円	1日当たり 111円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額	
			基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき)	要支援1	240円	24円
		要支援2	480円	48円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)		1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の4.0%	左記額の1割

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**【減算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)	
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	要支援1	3,760円	376円
		要支援2	7,520円	752円

**(3)その他の費用**

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1日あたり500円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつなどを使用したときの費用の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

**(4)キャンセル料**

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注)利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。